

## 第9回定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月27日(水) 9時30分~9時53分

2. 開催場所 門川町役場 南別館2階会議室

3. 出席委員 (10人)

会長 1番 米良 成志

副会長 10番 金丸 幸子

委員 2番 児玉 道治 3番 新門 剛 4番 新田 利彦 5番 染田 良作  
6番 川崎 正義 7番 黒木 稔 8番 安田 初美 9番 藤本 寿弘

4. 欠席委員 (0人)

5. 欠員委員 (0人)

6. 出席 農地利用最適化推進委員 (3人)

推進委員 白木 洋 安田 元信 朝倉 信一

7. 議事日程

報告第15号 農地の所有権移転及び転用届出の件について

議案第14号 農地の所有権移転申請の件について

議案第15号 買受適格証明(農地の所有権移転申請)の件について

議案第16号 基盤強化法第19条(農地利用集積計画の公告)の件について

8. 会議の概要

開会 事務局	それでは姿勢を正してください、ただいまより第9回定例農業委員会総会を開会したいと思います。 一同礼。 米良会長の方よりご挨拶お願いします。
会長	こんにちは。 天候が悪く稲作関係の状況が例年度より悪いです、天候のことですので私たちがどうこうすることはできませんが。 今日の議題は4件です、よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます、それでは早速議案に移りたいと思います。 なお議長につきましては米良会長が務められます。 よろしくお願いいたします。
議長	早速議題に入りたいと思います。 本日は13名の出席であり、欠席2名です。 松本推進委員と染田推進委員が欠席です。 議事録署名委員は10番委員と2番委員です。 報告第15号農地の所有権移転及び転用届出の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
局長	はい、2ページをお願いします。 報告第15号農地法第5条委員会届出の件でございます。 次のとおり、受理したこと報告する。

記載のとおり 1 件の 4 筆でございます。  
場所につきましては次ページからお願ひします。  
庵側西地区の草川保育園や庵川西近隣公園の周辺にある農地 4 筆になります。  
以上です。

議長 説明は終わりました。  
これも報告議案でありますので、各委員は把握をお願いします。  
次の議案に移ります。  
議案第 14 号農地の所有権移転の件についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

局長 はい、4 ページをお願いします。  
議案第 14 号農地法第 3 条、農業委員会申請の分でございます。  
次のとおり、申請があったので審議を求める。  
記載のとおり 3 件の 4 筆でございます。  
場所につきましては次ページをお願いします。  
番号 1 については、城屋敷地区のハウス団地周辺の農地です。  
番号 2 については、中村地区のプロイラー団地周辺の農地です。  
番号 3 については、同じく中村地区ですがハウス団地周辺の農地 2 筆になります。  
以上です。

議長 説明は終わりました。  
3 件の申請でありますので、まず番号 1 から審議したいと思います。  
推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員 推進委員の白木です。  
20 日に事務局職員 1 名と児玉農業委員と金丸農業委員とともに 4 名で現地確認を行いました。  
軍野ハウス団地の端の方にガラス温室がありそこでスナップ豌豆を栽培している方が今回の譲受人です、申請地は道を挟んで向かい側にあり、使い勝手が良いということで購入することでした。  
譲渡人と譲受人ともに話し合って売買の合意に至ったようでありますので特に問題は無いと考えます。  
以上です。

議長 説明は終わりました。  
他の委員ご意見はございませんか。  
それでは賛成の方挙手願います。  
はい、全員賛成であります。  
続きまして番号 2 の分について審議したいと思います。  
担当の染田推進委員が欠席でありますので、事務局から説明が行われます。

事務局 失礼します、本案件の番号 2 及び番号 3 の譲受人と譲渡人がどちらの申請の当事者でもありますので同時に説明させていただきます。  
12 日に染田推進委員、川崎農業委員、染田農業委員、事務局職員の 4 名で現地確認を行いました。  
まず番号 2 の分については、現時点では耕作に供されていない状況で保全管理がなされている状態です、こちらの付近には譲受人が経営する養鶏場がございます、今後の利便性を考慮しての所有権移転申請ということで伺っております。  
続けて番号 3 の説明になります、対象地については田が 2 筆で互いに隣接しております。

譲受人が経営するハウス用地であり現在は譲渡人との間に貸借が締結されている状態であります。

番号2及び3については両当事者ともに経営する主要な営農拠点に隣接するものなどであるので、お互いの利害が一致した用地交換の様な形です、金銭の支払いなどもなくお互いの土地を交換し合う形になっております。

両名とも町内で営農を行う農業者であるため特段支障は無いと考えております。  
以上です。

議長

説明は終わりました。

失礼しました、一件づつ協議を行うとしていましたが、番号2及び3については交換ということでありますので、一括して採決を行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは他にご意見はございませんか。

それではこの件について賛成の方挙手願います。

はい、全員賛成であります。

次の案件に移ります。

議案第15号買受適格証明(農地の所有権移転申請)についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

局長

はい、8ページをお願いします。

議案第15号農地法第3条買受適格者証明(農地の所有権移転申請)の件でございます。

次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

記載のとおり1件の3筆でございます。

場所につきましては次ページからお願いします。

三ヶ瀬地区の市ノ原集落の奥にある農地3筆であります。

以上です。

議長

はい、事務局の説明は終わりました。

担当の推進委員が欠席でありますので、事務局から説明があります。

事務局

松本推進委員がお休みということで、代わりに説明させていただきます。

19日に松本推進委員、新田農業委員、安田農業委員、事務局職員の4名で現地確認をおこないました。

現地については、休耕しているような状況であります。農地以外の利用をしている訳ではなく、現地については問題ないような状態であります。

願出人につきましても周辺地域で農業を営んでいる方で下限面積を満たしていることについても確認いたしましたので、何ら問題は無いように考えます。

以上、ご審議をお願いします。

議長

説明は終わりました。

他の委員のご意見はございませんか。

特になければ採決を行いたいと思います。

この件につきまして賛成の方、挙手願います。

全員賛成であります。

次の議案に移ります。

議案第16号基盤強化促進法第19号農用地利用集積計画の公告についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

局長

はい、10ページをお願いします。

議案第16号基盤強化法第19条農用地利用集積計画の公告です。  
次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。  
記載のとおり1件の12筆です。  
場所につきましては12ページをお願いします。  
竹名地区にありますが、竹名地区から中村地区へ抜ける道路周辺の農地になります。  
以上です。

議長

説明は終わりました。  
推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員

最適化推進委員の安田です、この案件につきまして説明させていただきます。  
17日に児玉農業委員、事務局職員、私の計3名で現地確認をおこないました。  
現地につきましては12筆でそれぞれとなり合っており、農作業の効率としてはなかなか良いのではないかと感じます。  
譲渡人については現在農業をしておらず、譲受人については繁殖牛による営農を行っている認定農業者であり、現在は申請地にWCSを作付している状況です。  
そういう経緯から申請地を買受けたいということで話が来ているようです。  
以上、ご審議をお願いします。

議長

説明は終わりました。  
他の委員ご意見ございますか。

藤本農業委員

議案書の中に本申請の売買価格が出ていますが、これについて説明をしてください。

事務局

事務局です、通常3条による売買等では売買価格が出てきておりませんが、本案件については、経営基盤強化促進法による特例をつかったもの、認定農業者である場合には下限面積の制限が免除されるなどするため、売買価格についても表記をするようにしているところです。

藤本農業委員

はい、わかりました。

議長

それでは、この件につきまして賛成の方、挙手願います。  
はい、全員賛成であります。  
議案については以上になります。

事務局

それでは、姿勢を正してください。  
以上をもちまして第9回定例農業委員会総会を閉会したいと思います。  
一同礼。

令和元年9月27日

議事録署名人

2番委員

児玉道治

10番委員

金丸孝子